

福岡市保健福祉総合計画の進捗評価について

1 評価の考え方（計画に記載している事項）

- 10年後のあるべき姿の実現に向け、総論や各論で定めた成果指標、各施策の進捗状況を把握・分析・評価し、新たな課題の解決を図る。
- 保健福祉局が主体となり、関連局と連携しながら施策の取組状況の総括を行い、保健福祉審議会に毎年報告し、同審議会において評価するとともに、市のホームページ等で公表する。

2 評価の対象期間

- 平成28年6月～平成30年9月

(平成30年9月時点の記載が難しい場合は、評価可能な直近の時点での評価とする)

3 評価方法

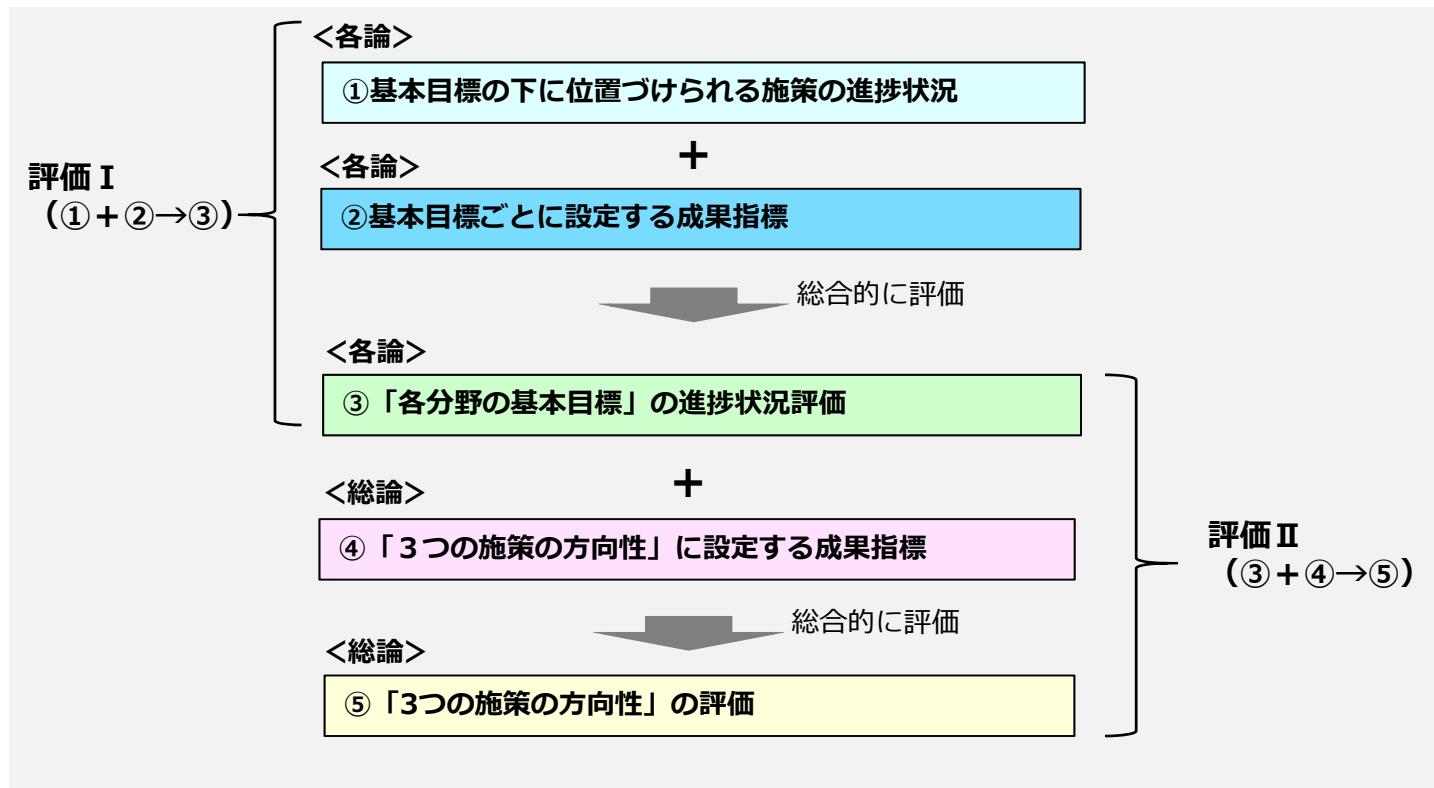
- 下記のフロー図の通り、本計画の体系に沿って、評価Ⅰ及び評価Ⅱを実施する。

- ・評価Ⅰ：各論 「各分野の基本目標」の進捗評価

各施策の進捗状況(①)及び基本目標ごとに設定する成果指標(②)を総合的に勘案し、各分野の基本目標の進捗を評価(③)。

- ・評価Ⅱ：総論 「3つの施策の方向性」の評価

各論の基本目標の評価(評価Ⅰ(③))及び総論に設定する成果指標の状況(④)を総合的に勘案し、総論の3つの施策の方向性を評価(⑤)。



4 評価基準

②, ④の評価基準	a・・・目標値に向けて順調に進んでいる。
	b・・・目標値の達成に向けたペースは下回っているが、指標は改善している、または現状維持。
	c・・・初期値よりも指標が悪化している。

※意識系の成果指標については、アンケート調査の誤差を考慮し、数値の変動幅が±3%未満の場合は、「現状維持」の範囲内とする。

③, ⑤の評価基準	A・・・順調
	B・・・概ね順調
C・・・やや遅れている	
	D・・・遅れている